

(別記様式第1号)

計画作成年度	平成30年度
計画主体	大樹町

大樹町鳥獣被害防止計画

平成31年度～平成33年度

<連絡先>

担当部署名 農林水産課農政係
所在地 北海道広尾郡大樹町東本通33番地
電話番号 01558-6-2111(内線)328
01558-6-2115(直通)
FAX番号 01558-6-4844
メールアドレス nousei-kakari@town.taiki.hokkaido.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ヒグマ、エゾシカ、キツネ、ハシボソガラス、ハシブトガラス、ドバト、キジバト、アライグマ、タンチョウ、ゴマフアザラシ、ゼニガタアザラシ
計画期間	平成31年度～平成33年度
対象地域	大 樹 町（全域）

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（平成30年度）

鳥獣の種類	被害の現状			
	品 目	被害数値		
		被害金額	被害面積	被害規模等
ヒグマ	小麦	1,542.20千円	2.20ha	-
	てん菜	1,710.91千円	2.24ha	-
	デントコーン	2,575.62千円	5.31ha	-
	牧草ロール	7.00千円	-	1個
	ブロッコリー	328.42千円	0.10ha	-
エゾシカ	牧草	8,835.97千円	40.70ha	-
	小麦	983.80千円	5.40ha	-
	大豆	983.77千円	3.40ha	-
	小豆	5,777.65千円	6.85ha	-
	手亡	1,080.88千円	1.20ha	-
	てん菜	3,528.76千円	4.62ha	-
	スイートコーン	58.89千円	0.10ha	-
	デントコーン	7,906.32千円	16.30ha	-
	人参	619.94千円	0.20ha	-
	大根	930.47千円	0.30ha	-
	ブロッコリー	1,642.08千円	0.50ha	-
	馬鈴薯（食用）	7,441.66千円	2.70ha	-
	馬鈴薯（種子用）	2,254.30千円	0.63ha	-
	そば	125.20千円	1.00ha	-
キツネ	スイートコーン	176.68千円	0.3ha	-
	大根	31.02千円	0.01ha	-
	乳用牛（成牛）	100.00千円	-	27頭
	乳用牛（仔牛）	1,400.00千円	-	28頭

鳥獣の種類	被害の現状			
	品 目	被害数値		
		被害金額	被害面積	被害頭数等
ハシボソガラス・ ハシブトガラス	サイレージ	2,520.00千円	-	210.2t
	乳用牛（成牛）	2,000.00千円	-	14頭
ドバト・キジバト	デントコーン	97.01千円	0.20ha	-
	サイレージ	10.00千円	-	0.1t
	混合飼料	10.00千円	-	-
アライグマ	てん菜	7.64千円	0.01ha	-
	スイートコーン	117.79千円	0.20ha	-
	かぼちゃ	232.96千円	0.20ha	-
タンチョウ	デントコーン	1,212.63千円	2.50ha	-
	馬鈴薯（種子用）	1,789.13千円	0.50ha	-
ゴマフアザラシ・ ゼニガタアザラシ	秋サケ	3,244千円	-	4,409尾

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積（被害面積については、水産業に係る被害を除く。）等を記入する。

(2) 被害の傾向

<p>・ヒグマ</p> <p>7月から9月にかけて目撃情報が多数寄せられている。小麦やてん菜、飼料作物の食害に加え、圃場周辺に出没し、農作業にも支障をきたしている。</p>
<p>・エゾシカ</p> <p>4月から10月にかけて、農作物や飼料作物の食害が発生しており、特に牧草の被害が甚大である。また、森林被害では、オスジカの角擦りや、冬期間の樹皮及び苗木の食害が発生している。その他、道路への飛出しによる交通事故なども多発している。</p>
<p>・キツネ</p> <p>一年を通して、牛舎周辺の飼料等の食害や、出産直後の成牛や仔牛を襲う被害が発生している。また、市街地周辺での目撃情報も多数寄せられており、感染症の蔓延が懸念される。</p>
<p>・ハシボソガラス・ハシブトガラス</p> <p>一年を通して、ロールパックやサイレージビニールに穴を開けたり、家畜を襲う被害が発生している。また、市街地において群舞する光景がみられ、市街地の景観の悪化や糞害、繁殖期における人への威嚇、攻撃が懸念される。</p>

<ul style="list-style-type: none"> ・ドバト・キジバト <p>一年を通じて、牛舎周辺の飼料等の食害が発生している。また、牛舎に住み着き、糞害による伝染病の蔓延が懸念される。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・アライグマ <p>十勝全域において生息数が急増しており、当町では平成22年に初めて目撃・捕獲されている。平成28年度から一部の地区で目撃情報が増加し、現在では町内全域で目撃されるようになった。てん菜やスイートコーンの食害に加え、牛舎内を走り回るなどの被害報告が寄せられ、伝染病等の蔓延が懸念される。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・タンチョウ <p>特別天然記念物であることから捕獲を行うことは不可能であるが、飼料作物の食害が発生しており、対策を講じる必要がある。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ゴマフアザラシ・ゼニガタアザラシ <p>敷設された定置網に侵入し、秋さけの食害が発生している。</p>

※キツネ、カラス類は町内一円からの苦情はあるものの、その他鳥獣については、農村漁村地域に集中して苦情、被害報告を受けている。

※上記に記した以外にも、今後、被害が発生する恐れがあることも想定される。

- (注) 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。
- 2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（平成30年度）		目標値（平成33年度）	
	被害面積	被害金額	被害面積	被害金額
対象鳥獣による 農業被害	97.67ha	58,038千円	87.90ha	52,234千円
ヒグマによる 人襲被害	人襲被害なし		人襲被害の未然防止対策	
アザラシ類による 漁業被害	4,409尾	3,244千円	3,968尾	2,919千円

- (注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。
- 2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> ・大樹町鳥獣被害対策実施隊を編成し、巡回調査や追払い、捕獲活動を行っている。 ・ヒグマ用の箱罠を設置し、捕獲活動を推進している。 ・エゾシカ用くくりわなやキツネ、アライグマ用の箱罠の貸し出しを行い捕獲活動を推進している。 ・ヒグマ、エゾシカ、キツネ、カラス類、ハト類、アライグマの捕獲に対し、奨励金を支出している。 ・アザラシ類の漁業被害防止に向け、網上げの時間帯を変更するなどの対策を講じている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・猟友会員の高齢化による会員の減少に伴い、現在の捕獲駆除体制を維持していくことが困難な状況が想定される。 ・キツネ、アライグマの目撃情報が増加しているため、重点的に捕獲活動を行う必要がある。 ・市街地周辺のカラス類の生息数が増加しているため、対策を講じる必要がある。 ・アザラシ類による漁業被害防止に向け、引き続き対策を講じる必要がある。
防護柵の設置等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> ・侵入防止柵を設置する農業者に対し、一部費用を助成している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・設置個所が数か所に渡り、維持管理が困難である。

- (注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。
- 2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。
- 3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、緩衝帯の設置、追上げ・追払い活動、放任果樹の除去等について記入する。

(5) 今後の取組方針

町、農業関連団体、林業関連団体、漁業関連団体、猟友会の代表者で組織する有害鳥獣被害対策協議会により、有害鳥獣対策を推進する。具体的には、畑作物等への食害を未然に防止するため、各農村地区共同による電気牧柵の設置の他、従前どおり猟友会の協力を得た銃猟による有害鳥獣の捕獲、駆除を実施するとともに、ヒグマ、エゾシカ、キツネ、アライグマ等の捕獲に向けたわなの充実化、アザラシ類の被害防止に向けた音波発生装置の設置、特別天然記念物であるタンチョウの被害防止に向けた花火等を使用した追払いなど、農林漁業被害の防止に努める。また、猟友会員の高齢化、会員の減員による捕獲、駆除体制が将来維持できないことも考えられることから、若手猟友会員の育成や、狩猟免許取得に対する補助体制を充実させ、新規会員の増加を図る。その他、有害鳥獣被害対策協議会以外の関係団体とも連携を図りながら、対策の推進を図る。

- (注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

対象鳥獣の捕獲にあたっては、北海道猟友会大樹支部の協力により実施している。
 また、町では農業被害等を防止するため、鳥獣被害対策実施隊員を委嘱しており、同会員の中から選任している。
 有害鳥獣被害対策協議会内において、農林漁業被害情報などの共有化を図るとともに、円滑な捕獲、駆除体制を確立し、有害鳥獣被害対策を推進する。

- (注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者団体への委託等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。
- 2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。
- 3 捕獲等を推進する上で、鳥獣被害対策実施隊員にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
H 3 1	有害鳥獣全般	初心者猟銃等所持講習会、狩猟免許等のPR推進 農林業被害状況報告の取りまとめ等 有害鳥獣捕獲業務（捕獲駆除謝礼、ハンター保険助成等） 捕獲機材（ヒグマ用箱わな）の購入 1基 捕獲機材（キツネ用箱わな）の購入 2基 電気牧柵購入費用の一部助成 20機 電気牧柵の設置方法に係る講習会の開催 一斉駆除の実施 音響忌避装置の設置
H 3 2	有害鳥獣全般	初心者猟銃等所持講習会、狩猟免許等のPR推進 農林業被害状況報告の取りまとめ等 有害鳥獣捕獲業務（捕獲駆除謝礼、ハンター保険助成等） 捕獲機材（ヒグマ用箱わな）の購入 1基 捕獲機材（キツネ用箱わな）の購入 2基 電気牧柵購入費用の一部助成 20機 一斉駆除の実施 音響忌避装置の設置
H 3 3	有害鳥獣全般	初心者猟銃等所持講習会、狩猟免許等のPR推進 農林業被害状況報告の取りまとめ等 有害鳥獣捕獲業務（捕獲駆除謝礼、ハンター保険助成等） 捕獲機材（ヒグマ用箱わな）の購入 1基 捕獲機材（キツネ用箱わな）の購入 2基 電気牧柵購入費用の一部助成 20機 一斉駆除の実施 音響忌避装置の設置

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
<p>本町西部には日高山脈が連なり、北部から東北部にかけては丘陵地となっており、ヒグマ、エゾシカ等有害対象鳥獣が数多く往来しており、生息状況を把握することが困難であるため、営農被害があった箇所を重点的に捕獲する。被害防止計画における捕獲計画数については、過去の捕獲頭数の実績とするが、各年度の捕獲計画数は、農業被害の状況に応じて、協議会内の意見を踏まえ設定する。</p> <p>ただし、ヒグマにあつては、被害の未然防止対策を講じることを基本とするほか、出没状況に応じて、ハンターによる追い払いや捕獲活動を実施する。</p> <p>アザラシ類については、鳥獣保護法で規定する希少鳥獣であるため捕獲計画数を定めず、被害防止を推進する。</p>

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等			
	H30年度(実績)	H31年度	H32年度	H33年度
ヒグマ	14	20	30	30
エゾシカ	680	930	930	930
キツネ	34	100	145	145
ハシボソガラス・ハシブトガラス	67	100	850	850
ドバト・キジバト	133	150	550	550
アライグマ	19	50	50	50

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容
<p>ヒグマは目撃情報があり次第随時、実施隊員の巡回、箱罠の設置及び猟銃による捕獲を実施する。</p> <p>エゾシカ及びハト類については、被害農家を中心に猟銃により捕獲を行い、エゾシカにおいてはくくりわなによる捕獲も行う。</p> <p>キツネ、カラス類、アライグマについては、全町的に被害が寄せられていることから、被害のあった箇所を中心に猟銃及び箱罠による捕獲を行う。</p> <p>また、特別天然記念物であるタンチョウについては、捕獲することができないため、被害のある圃場において花火等による追い払いを行う。</p>

(注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。
 2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
<p>捕獲にあたっては、遠い距離にいる有害鳥獣を仕留めることも必要であることから、ライフル銃の免許を取得している鳥獣被害対策実施隊員には、ライフル銃での捕獲を許可している。</p> <p>鳥獣被害実施隊の活動は4月1日から10月下旬までとして、各隊員は、大樹町内の担当地区を巡回して出没状況の確認や捕獲を行っている。</p>

(注) 鳥獣被害対策実施隊員にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該鳥獣被害対策実施隊員による捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
大樹町	エゾシカ

- (注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。以下「法」という。）第4条第3項）。
- 2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	H31年度	H32年度	H33年度
エゾシカ ヒグマ	電気牧柵 (総延長20km) 20機予定	電気牧柵 (総延長20km) 20機予定	電気牧柵 (総延長20km) 20機予定

- (注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。
- 2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) その他被害防止に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
H31年度 ～	ヒグマ	農畜水産物残渣や生ゴミ等のヒグマを誘引するおそれのある物の管理の徹底。
	ヒグマ エゾシカ	各地区(農家)による電気牧柵の管理を行う。
	ヒグマ エゾシカ キツネ ハシボソガラス ハシブトガラス ドバト キジバト アライグマ タンチョウ	有害鳥獣による農産物被害等の未然防止を図るため、鳥獣被害対策実施隊員による有害鳥獣捕獲、追払いの巡回業務を実施する。

(注) 侵入防止柵の管理、緩衝帯の設置、里地里山の整備、追上げ・追払い活動、放任果樹の除去等について記入する。

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

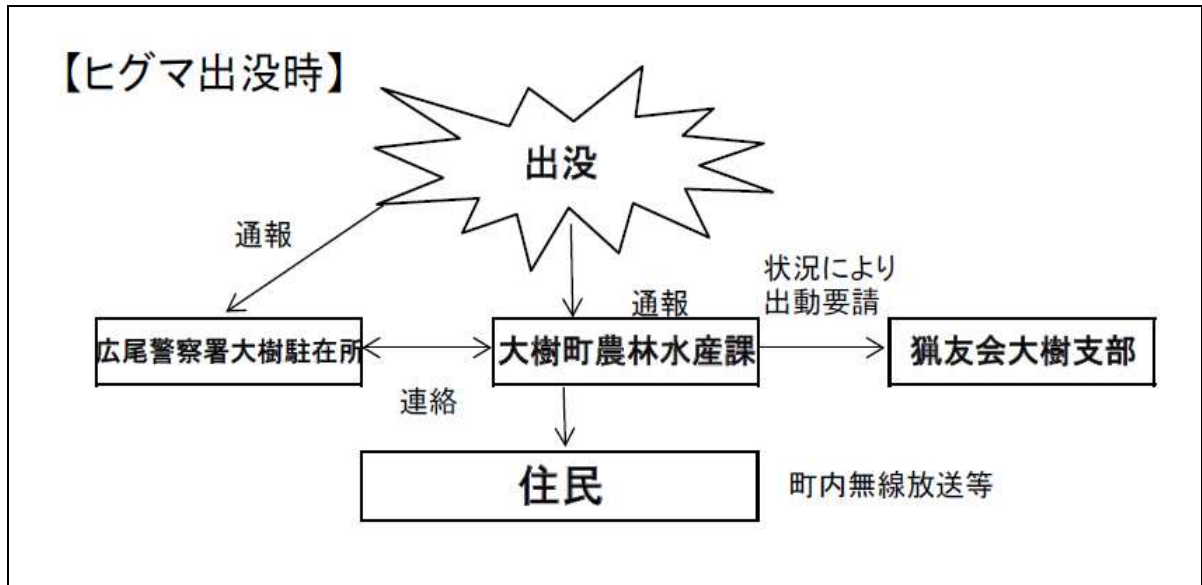
関係機関等の名称	役割
大樹町役場農林水産課	現場確認、住民への広報、関係機関へ連絡
広尾警察署大樹駐在所	危険区域巡廻、付近住民への広報
北海道猟友会大樹支部	有害鳥獣の捕獲

(注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。

2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。

3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制



(注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法をフロー図等により記入する。

6. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

有害鳥獣の捕獲処理にあたっては原則持ち帰りとし、持ち帰ることが困難な場合には、生態系に影響を及ぼさないよう適地（捕獲現場等）において埋設処理を行う。

学術研究などに用いる有害鳥獣にあつては、持ち帰ったうえで、適切な処理を行う。（必要としない部位などは、捕獲現場等において埋設処理を行う他、少量の物については、南十勝環境衛生センターにおいて焼却処理を行う。）

(注) 肉としての利活用、鳥獣の保護及び管理に関する学術研究への利用、適切な処理施設での焼却、捕獲現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

エゾシカの捕獲処理にあたっては食肉加工をするなど有効活用を行う。

(注) 1 食肉、ペットフード及び皮革としての利用、学術研究への利用等、捕獲等をした鳥獣の利用方法について記載する。

2 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等についても記載する。

8. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

被害防止対策協議会の名称	大樹町有害鳥獣被害対策協議会
構成機関の名称	役割
大樹町農業協同組合	有害鳥獣による営農被害の未然防止に向けた営農指導等、事業実施の推進
忠類農業協同組合	有害鳥獣による営農被害の未然防止に向けた営農指導等、事業実施の推進
十勝総合振興局十勝農業改良普及センター十勝南部支所	被害作物の安定生産に向けた技術指導等
十勝西部森林管理署	有害鳥獣による国有林被害の未然防止に向けた管理業務と有害鳥獣駆除の協力等
十勝総合振興局森林室	有害鳥獣による道有林被害の未然防止に向けた管理業務と有害鳥獣駆除の協力等
大樹町森林組合	有害鳥獣による民有林被害の未然防止に向けた施業指導等
大樹漁業協同組合	有害鳥獣による漁業被害の軽減に向けた対策等の実施、被害の把握
北海道猟友会大樹支部	有害鳥獣捕獲等
大 樹 町	有害鳥獣による農林漁業被害の未然防止に向けた業務並びに各種事業の取組、各関係機関との調整等

- (注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。
 2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
十勝総合振興局環境生活課	有害鳥獣捕獲許可等
十勝総合振興局水産課	海獣被害対策に対する検討及び推進等

- (注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。
 2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
 3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

鳥獣被害対策実施隊を設置し、隊員は、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律第9条第3項に規定する者とする。なお、同実施隊については、対象鳥獣の捕獲に関わる業務を行い、本町の被害防止計画に基づく被害防止施策を適切に遂行するものとする。

- (注) 法第9条に基づく鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、その規模、構成等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

有害鳥獣による農林漁業被害においては、農業者、漁業者並びに森林所有者自らが被害防止の対策を図ることが重要であるため、大樹町有害鳥獣被害対策協議会では、協議会内での検討及び関係機関による農業者、漁業者並びに森林所有者への指導、広報活動等による対策を講ずることとする。

(注) その他被害防止施策の実施体制に関する事項について記載する。

9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

捕獲機材(箱わな)の有効利用を図るため、適正な維持管理を行う。

(注) その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。